

# 西条市コミュニティ施設整備事業補助金交付要綱

平成 17 年 4 月 25 日

(要)告示第 89 号

改正 平成 20 年 3 月 19 日(要)告示第 7 号

改正 平成 21 年 3 月 11 日(要)告示第 3 号

改正 平成 22 年 4 月 5 日(要)告示第 16 号

改正 平成 23 年 3 月 9 日(要)告示第 9 号

改正 平成 24 年 4 月 5 日(要)告示第 16 号

改正 平成 26 年 3 月 10 日(要)告示第 3 号

改正 平成 26 年 10 月 14 日(要)告示第 68 号

改正 令和 3 年 3 月 8 日(要)告示第 13 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、住民の快適でゆとりのある生活環境の形成及び活力ある地域の推進を図ることを目的として、地域の自治組織（以下「団体」という。）が行うコミュニティの育成に関する施設の整備その他必要な事業に対し予算の範囲内で、市が西条市コミュニティ施設整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、西条市補助金等交付規則（平成 16 年西条市規則第 40 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第 2 条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 集会所新築事業
- (2) 集会所整備事業
- (3) 集会所設備整備事業
- (4) 集落広報設備整備事業

(補助金の額)

第 3 条 補助対象事業に係る補助対象経費、補助率、補助限度額等は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の補助率、補助限度額等は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 公共工事の施行に伴い集会所が移転対象となり、集会所を新築する場合 別表 1 集会所新築事業の項、補助対象経費等の欄中、「一般財団法人自治総合センター（以下「自治総合センター」という。）のコミュニティーセンター助成事業の認定を受けた集会所」とあるのは、「集会所」と、補助率等の欄中、「7 / 10 以内」とあり、「1, 500 万円」とあるのは、「集会所の移転に伴い市が受領する金額の範囲内」と読み替え、3 (3) の規定については適用しない。

- (2) 全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済に委託している集会所が、災害等により滅失し、集会所を新築する場合 別表1 集会所新築事業の項、補助対象経費等の欄中、「一般財団法人自治総合センター（以下「自治総合センター」という。）のコミュニティーセンター助成事業の認定を受けた集会所」とあるのは「集会所」と、補助率等の欄中、「7/10以内」とあり、「1,500万円」とあるのは、「全国市有物件災害共済会から支払われる共済金の範囲内」と読み替え、3(3)の規定については適用しない。
- (3) 全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済に委託している集会所が、災害等により損害が生じ、集会所を整備する場合 別表2 集会所整備事業の項、補助率等の欄中、「1/2以内」とあり、「100万円」とあるのは、「全国市有物件災害共済会から支払われる共済金の範囲内」と読み替え、補助対象経費等の欄中、(1)の規定は適用しない。
- (4) 団体が所有する集会所が公共工事の施行に伴い移転対象となり移転補償金等を受けて、集会所を新築する場合又は火災その他の災害により集会所が滅失し、若しくは損壊したため保険金等を受けて、新築する場合 別表1 集会所新築事業の項、補助対象経費等の欄中、「一般財団法人自治総合センター（以下「自治総合センター」という。）のコミュニティーセンター助成事業の認定を受けた集会所」とあるのは、「集会所」と、補助率等の欄中、「補助基準単価に延床面積を乗じて得た額」とあるのは、「補助基準単価に延床面積を乗じて得た額から当該団体が受領する移転補償金等、又は保険金等により補てんされる金額を減じた額」と読み替え、3(3)の規定については適用しない。
- (5) 団体が所有する集会所が災害等により損壊したため保険金等を受けて、集会所を改修する場合 別表2 集会所整備事業の項、補助率等の欄中、「1/2以内」とあり、「100万円」とあるのは、「補助対象経費から当該団体が受領する保険金等により補てんされる金額に補助率を乗じた額」と、補助対象経費等の欄中、「建築後10年を経過していない施設の改修及び第三者の故意に起因する施設の改修」を「第三者の故意に起因する施設の改修」と読み替え、(1)の規定は適用しない。

(事業計画)

第4条 この告示の適用を受けてコミュニティー施設の整備を行おうとする団体は、コミュニティー施設整備事業計画書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

(その他)

第5条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(西条市コミュニティ施設整備事業補助金交付要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱等は廃止する。

(1) 西条市コミュニティ施設整備事業補助金交付要綱 (西条市制定)

(2) 東予市コミュニティ施設整備事業補助金交付要綱 (昭和 50 年東予市訓令第 12 号)

(3) 丹原町コミュニティ施設整備事業補助金交付要綱(平成 8 年丹原町訓令第 6 号)

(4) 集会所施設整備事業取扱要綱 (昭和 52 年小松町告示第 28 号)

附 則 (平成 20 年 3 月 19 日(要)告示第 7 号)

この告示は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 3 月 11 日(要)告示第 3 号)

この告示は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 4 月 5 日(要)告示第 16 号)

この告示は、平成 22 年 4 月 5 日から施行する。

附 則 (平成 23 年 3 月 9 日(要)告示第 9 号)

この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 4 月 5 日(要)告示第 16 号)

この告示は、平成 24 年 4 月 5 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 3 月 10 日(要)告示第 3 号)

この告示は、平成 26 年 3 月 10 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 10 月 14 日(要)告示第 68 号)

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 8 日 (要) 告示第 13 号)

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象事業	補助対象経費等	補助率等																																				
<p>1 集会所新築事業</p>	<p>(1) 認可地縁団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体をいう。）が行う一般財団法人自治総合センター（以下「自治総合センター」という。）のコミュニティセンター助成事業の認定を受けた集会所の新築に要する経費及びその集会所に必要とされる備品に要する経費。ただし、補助対象となる面積（次の表において「査定面積」という。）は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="379 813 1066 1753"> <thead> <tr> <th>受益戸数</th> <th>査定面積</th> <th>受益戸数</th> <th>査定面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25 戸まで</td> <td>110 ㎡まで</td> <td>225 戸まで</td> <td>220 ㎡まで</td> </tr> <tr> <td>50 戸まで</td> <td>120 ㎡まで</td> <td>250 戸まで</td> <td>240 ㎡まで</td> </tr> <tr> <td>75 戸まで</td> <td>130 ㎡まで</td> <td>275 戸まで</td> <td>250 ㎡まで</td> </tr> <tr> <td>100 戸まで</td> <td>150 ㎡まで</td> <td>300 戸まで</td> <td>270 ㎡まで</td> </tr> <tr> <td>125 戸まで</td> <td>160 ㎡まで</td> <td>325 戸まで</td> <td>280 ㎡まで</td> </tr> <tr> <td>150 戸まで</td> <td>180 ㎡まで</td> <td>350 戸まで</td> <td>300 ㎡まで</td> </tr> <tr> <td>175 戸まで</td> <td>190 ㎡まで</td> <td>351 戸まで</td> <td>310 ㎡まで</td> </tr> <tr> <td>200 戸まで</td> <td>210 ㎡まで</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 補助対象とする集会所は、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>ア 木造建築（施設の主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根、階段等をいう。以下同じ。）に木材を使用した建築をいう。）によるもの。</p>	受益戸数	査定面積	受益戸数	査定面積	25 戸まで	110 ㎡まで	225 戸まで	220 ㎡まで	50 戸まで	120 ㎡まで	250 戸まで	240 ㎡まで	75 戸まで	130 ㎡まで	275 戸まで	250 ㎡まで	100 戸まで	150 ㎡まで	300 戸まで	270 ㎡まで	125 戸まで	160 ㎡まで	325 戸まで	280 ㎡まで	150 戸まで	180 ㎡まで	350 戸まで	300 ㎡まで	175 戸まで	190 ㎡まで	351 戸まで	310 ㎡まで	200 戸まで	210 ㎡まで			<p>1 補助率 7 / 10 以内</p> <p>2 補助限度額 1, 500 万円</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 集会所の新築に要する経費の補助対象経費は、補助基準単価に延床面積を乗じて得た額を限度とする。</p> <p>(2) 補助対象経費に補助率を乗じて得た額に1, 000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p> <p>(3) 1 集会所新築事業の項により得た補助金額より自治総合センターが認定した額が多い場合は、同項の規定にかかわらず、自治総合センターが認定した補助対象経費及び補助金額をもって補助対象経費及び補助金額とする。</p>
受益戸数	査定面積	受益戸数	査定面積																																			
25 戸まで	110 ㎡まで	225 戸まで	220 ㎡まで																																			
50 戸まで	120 ㎡まで	250 戸まで	240 ㎡まで																																			
75 戸まで	130 ㎡まで	275 戸まで	250 ㎡まで																																			
100 戸まで	150 ㎡まで	300 戸まで	270 ㎡まで																																			
125 戸まで	160 ㎡まで	325 戸まで	280 ㎡まで																																			
150 戸まで	180 ㎡まで	350 戸まで	300 ㎡まで																																			
175 戸まで	190 ㎡まで	351 戸まで	310 ㎡まで																																			
200 戸まで	210 ㎡まで																																					

	<p>ただし、求められる強度、性能等により一部代替材を使用する必要がある場合は、木造とみなす。</p> <p>イ 建物の強度、性能等技術的な理由により木造によることができない場合及び建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の関係法令の規制を受ける場合は、コンクリートブロック造、鉄骨造及び鉄筋コンクリート造によるもの。</p> <p>(3) 集会所の新築に要する経費のうち、土地の取得費、解体費及び外溝工事費は対象外とする。</p> <p>(4) 新築に要する経費の補助基準単価は、前年度補助基準単価に一般財団法人建設物価調査会の建設物価指数の伸び率を乗じて得た額とする。ただし、10円未満は切り捨てる。</p> <p>(5) その他</p> <p>ア 地域木材（県内の森林で伐採された原木又は県内で加工した国産材をいう。）の使用に努めること。</p> <p>イ 集会所の完成後、速やかに保存登記を行うこと。</p>	
2 集会所整備事業	<p>(1) 事業に要する経費が20万円以上であること。</p> <p>(2) 他の助成制度の対象とならないものであること。</p> <p>(3) 集会所施設の改修に要する必要最小限の経費とする。ただし、建築後10年を経過していない施設の改修及び第三者の故意に起因する施設の改修に係る経費は対象としない。</p> <p>(4) 施設の機能維持に必要な修繕又は施設の利便性の向上に必要な改造に要する経費</p>	<p>(1) 補助率 1/2以内</p> <p>(2) 補助限度額 100万円</p> <p>(3) その他 補助対象経費に補助率を乗じて得た額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p>
3 集会所設備整備事業	<p>(1) 事業に要する経費が10万円以上であること。</p> <p>(2) 備品1点の取得価格が1万円以上（1万円未</p>	<p>(1) 補助率 1/2以内</p> <p>(2) 補助限度額</p>

業	<p>満のものであっても備品として管理することが適当と認められるものを含む。)であること。</p> <p>(3) 他の助成制度の対象とならないものであること。</p> <p>(4) 施設で使用する備品(その性質又は形状を変えることなく長期間使用に耐える物)の購入に要する経費</p>	<p>50万円</p> <p>(3) その他 補助対象経費に補助率を乗じて得た額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p>
4 集落 広報設 備整備 事業	<p>(1) 事業に要する経費が10万円以上であること。</p> <p>(2) 他の助成制度の対象とならないものであること。</p> <p>(3) 有線放送設備の新設、改良又は補修に係るもので、アンプ、スピーカー、マイク、プレーヤ、柱等に係る取付工事(配線工事を含む。)に要する経費及び掲示板の新設、改良又は補修に要する経費</p> <p>(4) アンプ、マイク等は屋内に、スピーカー等は敷地内(用地を地元で確保する場合を除く。)に設置すること。</p>	<p>(1) 補助率 1/2以内</p> <p>(2) 補助限度額 50万円</p> <p>(3) その他 補助対象経費に補助率を乗じて得た額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p>

別記様式（第4条関係）

年度コミュニティ施設整備事業計画書

事業施行自治会名							
代表者	住所						
事業種目							
工期の予定							
現況							
事業効果及び事業の概要							
事業 明 細	工種	細目	数量	単位	単価	金額	備考
合計							